

H. v. Kleist のベルリント刊新聞

(その二)

松 沢 芳 郎

K いわゆる学生の殴り合い

警視総監 Gruner から廻って来たニュースを (Kには Gruner から来た記事が自分に都合が悪くても、個々の記事の採用を断る訳にゆかなかつた) 警察ニュースの記事の中でKはBA41号 (1810. 11. 16) に

「Polizeiliche Tages-Mittheilungen.

酔っぱらって帰宅した下男が、恐らく卒中の発作を起して、ベッドで死んでいるのが発見された。

ダンスホールでの学生と職人との殴り合いは警官一人と巡察憲兵の到着で誰も怪我しないうちに鎮圧されている。

ダンスホールの検閲に際して2人のいかがわしい女と2人の同じような男が9人の公娼と同様に逮捕された。」

をのせた。もともと Berlin 大学では「色々の大学から群をなして流れこんでくる学生団体を内的統制にと完全に陶冶することや首都の大都会生活の要求にと慣れさせることは大学当局にとって最も困難な問題であった。Berlin の市民もあちこちに起こった学生の乱暴を若者の無鉄砲さからという弁解に結論づける気はさらさらなかつた。しかしプロシヤ流の訓育を求める王の監視も学生の行動力の或程度の自由を Unter den Linden で不本意ながら認めていた。王の言辭は大学の評議会に知らされて、評議会はその点については職務上審議し、そして Savigny は学生団体を慎重に戒告する掲示を、記録上はまだ存在する告知板に起草した」(Staig:Kämpfe, S. 313f.)。こうした事情のもとでは上述の記事は大学内でやっかいな騒ぎを引き起こした。大学当局はその記事を「半公的」なものと解釈し、普通の新聞記事より重く見たのだつた。大学の事務局長が学長 Schmalz にBAを職務上見せて、その後大学内で同僚と少々会談した後、Schmalz はBAのKではなく、警視総監 Gruner を11月26日に訪れ、詳しくその事件についての説明と連座した学生の名一人をあげてくれるよう求めた。しかし Gruner は殴り合いは Michaelis ダンスホールで行われ、巡查 Lucas が騒ぎを取り鎮めた、誰もとりたてて怪我をしなかつたので訊問もしなかつたし、だから連座した学生の名をあげることは出来ぬと答えた。

しかし Schmalz は学生がこの件についてくわしい説明を求めているから、もっとくわしく説明してくれと重ねて Gruner に頼んだので、窮地に追いこまれた Gruner は12月11日の日付で、「最近似たような事件で拘留された」職人 Rademacher と「学生」の一人 von Dittmar の名をあげた。しかし Schmalz はこの v. Dittmar が大学に登録してある学生でないと確めることが出来たので Gruner 宛に12月13日書簡を送る。

「それ故實際登録した学生があつた殴り合いに事実参加したのかという事実そのものが疑われてきてお

ります。閣下は確かにまったくわしい保証なく御自身で公刊されている新聞のそのような記事が、彼らの責任で全く多くの若者が、大多数の教養ある学生にどれほど不愉快であるに違いないかを納得させるでしょう。ちょうどこれがあの殴り合いで事実だったようです。実際この事件の際にどのようなようであったかを学生たちが私のところで伝え、彼らの立場のそのような名誉き損について訴えた場合に、私は事件が本当たと彼らに確証させうるか、或いはそのような根拠のない報道が世間に拡がる場合、同じ方法で正しいのだとの声明を出すためにはどこかに私の能力が与えられるよう望まねばなりません。学生たちにおける名誉心、それに彼ら自身このことに希望を持っていますが、それが訓育にとって重要なのです、そして私は強く、訓育へのよい成果を生むために名誉心が残っているのを望んでいます。閣下に小生は恐れながら当面の事件にBAの編集部によってそのような短い報告を求め、それで問題が結末をつけるようお願いします。もし閣下が将来厳格にそのような事件を取扱う御好意をお持ちならことにありがたく存じます」(L441a)。

これは12月20日に警視庁に届いた。今更に事件が大きくなりすぎたのに驚いた Gruner は部下を庇護し自分をかばうように変身した。そして1811年1月2日に返事して、この殴り合いは事実だし、巡査とダンスホールの主人と職人 Rademacher と Sommer (この時名をあげた証人の学生) の陳述を信用せざるを得ない。Frankfurt の学生たる v. Drittmär が殴り合いの学生だったとつっぱねた。

ここに学長 Schmalz と評議会は Gruner の上司内務省局長 Sack に直接抗議を申し入れることにし、Sack 宛に Schmalz は事情を説明し、Gruner との交換書簡をつけて声明文を送り、「警視総監 Gruner にあの記事の取消をBA紙上でなすことを指示するよう」頼む。

この声明文は1月9日の大学評議会で決められたものだが Schmalz が起草し、各学部長 Fichte, Hufeland, Biener, Schleiermacher のいくらかの意見を入れて決ったものであり、1月9日付で Sack のもとに送ることも決っていた。

それで Sack は大学の求めに応ずるよう考え、Gruner に1月21日にその声明文をKのBAにのせるよう指示する。評議会はこの Gruner 宛の指令の写しを入手したので、直接Kの方に声明文を送るようにはからい、声明文を清書させたが、その際清書人のミスで「1811年1月9日」と「大学評議会並びに学長」をもとのままにしてしまった。そして学長 Schmalz のK宛書簡に声明文を同封して2月1日に送った。

「BAの賞賛すべき編集部に大学の学長と署名します私は、貴殿に警視総監 Gruner 閣下からその為おそらく届いております指図書によって、当地のダンスホールで起こった殴り合いについてのいわば学生と職人との間でのBA41号にある記事の訂正の声明を、この声明をBAにのせて、印刷した一部を同封して手紙で私宛に送って下さるようお願いをお伝えするものであります。大学総長 Schmalz」(L441b)

その結果BA新29号(1811. 2. 4)にその声明文は、大学から送られてきたそのままの文で印刷された。

「Erklärung

当夕刊紙41号に警察ニュースのもとにのせられていた、当地のダンスホールで学生と職人の間におこった殴り合いの記事にはやむを得ず次のように声明せざるを得ません、当大学の学生の誰一人もその殴り合いに参加しておりませず、その記事はその限りにおいて間違っておりますと。

首都の尊敬すべき読者諸君は御分別豊かなので、当大学の学生のことが彼らの損なことでデビューさせられるのは、どれほど多くの理由もなく誇張されているか見落されることもないでしょう。評議会の義務がそのような風評を出来るだけ予防するようますます努力すれば、礼儀作法の正しい大多数の学生

を恥ずかしめるところへゆくだけで、彼らに Berlin の教養あるクラブでの歓待を保証することを彼らから奪ってしまう結果となってしまいます。 Berlin, 1811年 1月9日

大学評議会並びに学長」

Kはこの事件では、外見上何らの役割も果していない。当局は意図的にKの名をあげるのを避けているが、しかし彼は少くとも形式上は全事件を負わされている形である。(しかし彼は無実なのである)。彼は確かに充分うまく報じているし、彼の持分と考えていたBA紙上には大学の声明を印刷したが、学長と評議会には答えなかった。それ故大学の記録(1811, 5. 18)には「2月1日の学長の書簡で述べられた声明は当地のBAに実際のせられた、それでも評議会は編集局よりそれについて何ら報告ももらわなかった」と記されて、この事件の結着がつけられた。

X BAをめぐる争い(Kと国家官庁との衝突)

F. v. Raumer の自叙伝(1861年)に「この頃私[Raumer]は A. Müller とKの厭な争の中に偶然はいりこみました……そして Müller とKによって出版されていたBAの中で丁度決められた法律に対する意地の悪い攻撃が起りました、そして王はその為直接警察[L426 参照]に非難を発しました。これも私が全体の成行きを全然知らなかったのに私に原因することになりました。さて Müller は非常に善良なKの背後にかくれて私にあらゆる脅迫で(決斗というまでの)彼の意志通りにさせようとしてしました。ここにならべる交換書簡……の結果、Kは明らかにしました、自分はあらゆることに納得し、そして私が彼を寛仁に許すだろうと信じると、事実私は親切で才能に満ち、ただそそのかされ易いKにおこることはできませんでしたし、このことを彼との話し合いに心からのべました、しかし残念ながら私は全く彼のために重要なこと、おそらく彼のすでに心に根ざしていた憂鬱を和らげ彼に明るい生涯を作り出し得るだろうということとはできませんでした」(L442)とある。また Bülow(1848年)もKと Raumer の関係をもっと具体的に説明している(L443)。

この頃全く「国家官庁との最初の衝突はKが予想したより早く来た、しかし内閣とではなく全く思いがけなくも外務省とであった。もともとの計画を漸次拡大していくうちにKはBA各号を最新の世界的事件についての概説で飾った。新聞報道の選択は政治的視点の下におこるとは限らなかった、それにも拘らず事件はありえた」(Steig: Kämpfe, S. 7of.)のだった。

(1)ポルトガルにおける敗戦の記事によって。

1810年11月1日(木)にフランスの使者 Garrett がパリから到着した。このパリからもたらされた情報をKはおそらく Gruner から入手して、プロシヤの愛国者がスペイン——ポルトガル戦を同情して見守っていたのでBA30号(1810. 11. 3)に Miszellen の中に喜んでのせた。それはポルトガルにおいてフランス軍が大敗したと報じたものだった。

パリからの特別ニュースによると、Reynier 将軍の軍団がポルトガル国境で優勢な軍勢によってかなりの損害を受けて撃退されたという噂である。Abrantes 侯はこの軍団を支援するのに遅れたか全然援助しなかったとかいう噂であり、その結果彼は逆鱗にふれて積明を求められたという。(スイス報道10月19日発)。

しかもこれはスペインにおける勝利だけを報じていた監督庁の公けの報道と甚しく矛盾し

ていた。それでこの報道を出来るだけ害を少なくするためにKはその報道のすぐ後に監督庁が10月24日にフランス軍のポルトガルにおける幸運の進出についての師団長 Drouet とポルトガル軍の經理総監 Laubert の二通の手紙を入手したという内容のちょうど反対の意図の第2の報道をつけ加えておいた。

「Miscellen：監督庁は10月24日師団長 Drouet 将軍からとポルトガル軍の經理総監 Laubert からフランス軍のポルトガルへの幸運なる進出に関する2通の手紙を入手している」(BA30号)。

だがフランス人はずるくもあったし、そんなに簡単にだまされなかった。彼らはその意図に気づいた。そして直ちにフランス公使は外務大臣 Golz 伯のもとで不平を唱えた。それで Golz 伯は枢密顧問官 Küster を通じて Himly 軍事参議官に処置するよう命を下した。その結果 Himly が Golz 伯へ11月5日に出した手紙によると Himly は「Gruner にその件について直接すぐさま知らせ、全ての政治記事の全面的削除を」(L423) 懇請した。時を移さず Kはおそらくそのことを Gruner を通じて知り、大臣の処置が準備されて要請書が次々と移って来る間に、最も悪い結果を予防する意味で早速BA31号(1810. 11. 5)に「去る木曜日に Berlin に到着したフランスの急使は聞くところによればフランス軍がポルトガルで損害を蒙ったかのような噂を否定し、反対に急使がパリを出発する際にそのパリの町に到着したと思われる戦勝の知らせを物語ったとのことである」とのせて、3日の記事の公式の訂正をしたのだった。

偶発事件がKにとっては外面的には自発的整理で片付けられたようにみえたとしても、今後Kは非常に用心せねばならなかった。外務省では彼の新聞は注意されることになり、記録にはKにとって悪く書かれ、検閲は強化された。そのことは Reimer に宛てた12月12日付Kの書簡にもみられる、「小生はBAの現状のため色々の苦境に陥っています。これの間の瓦解は完全に形成されていて、小生は実に予示されました、小生に今度限り小生がBAに掲載させていたニュースを削除すべきだろうと。小生は直接王に依頼する考えでおります——ですがそれについては小生は貴殿が口頭で今後ずっと続けてくれる だろうと 考えております」(B181)とのべられている。

しかしこうした検閲の強化は Gubitz が Morgenblatt (1810. 12. 5) に Berlin 発11月13日として「警察ニュースが殺人や放火ではなく全くありふれたことを述べるようになって以来、BAはもはや好奇心を満足させるためには続きません。売行は好くありません」(L424)と書いたようにBAの売行不振を引きおこしたのだった。それで K達編集者は読者を回復するために、Spener 新聞と Voß 新聞に1810年11月15日に広告をのせたのだった。それは「BAを最も軽く受取ろうという風潮への外務省関係者の度々の申し出で、ここにもう一度申し述べます。読者はこの毎夕出、いつも新聞の最も確かな報道を Berlin からするこの面白い新聞を王国のあらゆる郵便局を通して郵便配達日に、そしてあらゆる月刊誌の本屋を通して手に入れることができます。Berlin は Jägerstr. Nr. 25 に発行所があって、そこでいつも 18 Groschen で3ヶ月分全部を予約することができます」(L425)とある。

(2) 1810年10月27日の財務閣令に対する反対。

Kraus をめぐる確執は例えば単なる前哨戦に過ぎず、正々堂々たる政府とBAの戦いは10月27日の Hardenberg の大財務閣令をめぐる起った。非常に厳しく争うのは Berlin の愛国者グループと内閣であった。この閣令はプロシヤの運命をはるか未来にまで新しく規定していて、実現されればプロシヤ王国の財政を振興し、賠償を償却する力を持つという理想の方

針を樹てていた。Hardenberg の作りあげたこの閣令は量からいっても、そこに書かれた言葉からいっても、実に驚嘆し得るものだった。この閣令は客観的には消費税と奢侈税、営業の自由、御料地売却を約束し、租税体系の改革をうたい、地租においては全ての免除が禁止される筈だった。

それです A. Müller は B A 40号 (1810. 11. 15) に一般的また特殊抵当権の信用についての国民経済の断章をのせた。それは国家は個人より信用を得ていなければならぬ。政治はそれ故階級や組合を、その権利をすばやく脇へ捨てる代りにそしてこれに反して個々人の特権や利害を最高の良心的なことでのいたわることを強化するだろう、と説く。明白に彼は一方では世界主義的解明によって国民の精神的欲求を高め、他方ではそのために物質的財産以外の何も差出さないために国民的倫理的価値全てをこわす A. Smith 学派出の啓蒙的自由の使徒を嘲笑したのだった。

そして更に16日の B A 41号に A. Müller の「Vom Nationalkredit」なる論文がのった。これはその中では勿論名をあげていないが、立法者としての Hardenberg に対する非常に厳しい非難を包含していた。それ故途法もない方法で Gruner の検閲を通った Hardenberg の閣令に対する Berlin 愛国者グループの答だったのである。それ故 B A の敵対に首相はどうしても制圧しようとし、王の力を借りた。王は怒り、その後2日で Hardenberg 自ら起草させて王が Sack に11月18日付で「故意に或いは反対の主張から、結果においてはどちらでもよいが政府の当面の大方策に対する不信が大衆の心の中におこされない限り現在何ら害になるものは起りません、そしてこれがそれほど大衆に一般的に読まれている新聞の中でのそのように書かれた全く未熟な論文によっておこります。それ故そのような新聞に厳しい検閲を加えうることは非常に重要なことで新聞の検閲官〔Gruner〕はこうした場合の正しい判断が欠けているように見えますので余は汝自身がこの職務につくすことを望みます」(L 426) と勅命を下した。こうして検閲はきびしくなるのみで、更に B A 44号 (1810. 11. 20) に「Fragmente」と B A 45号 (1810. 11. 21) に「Vom Nationalkredit (Antwort auf Bl. 41)」なる内閣側のしつぺ返しの論文をのせざるを得なくなった。

相対立する意見の代弁は、党派を支援したり全く納得させる討論の理想的要求が放棄されてしまうことを意味しているのです。B A にとっても一種の非常事態であり、さらに検閲の強化は、結局警察ニュースも制限され、読者の興味をひくことは不可能にされてしまったのだった。

(3) Raumer を通じての内閣への Kleist の示談交渉。

Raumer は1810年と1811年に Hardenberg のすすめに応じて参事官として勤めたが、プロシヤにおける財政改革の提案に伴った英国の租税についての彼の1810年にでた体系は経験を通してでなく省察を通じて得られた A. Smith の信奉者としての彼を証明している。Hardenberg にとってみれば当時好都合な人物で、全く彼は首相の意を体して行動した。しかし首相に対しておこった一部の不満や憎しみは Raumer にも及び、それで Raumer の活躍した功績は公けには消え、Raumer にとっては悪評のみ残り、Raumer にとっては外面的には華かだが、内面的には不幸な立場に立たされ、その結果政府の勤めを棄て、1811年に Breslau の歴史学の教授に移ったのだった。

さて閣令がひきおこした K の交渉相手は Hardenberg によって Raumer の手に移された。Raumer は当時の反対党の人々と親しい結びつきを持っていたし、この理由からも恰好の仲介者だった。しかしこの頃彼が経験せねばならなかったことは確かに彼にとって堪え難い思

い出となった。彼が職務上義務的にBAの零落と最後に、実際またKの破滅を必然的結果として持っていた処置に協力せねばならなかったし、青年時代の仲間の友情をそれによって失わねばならず、おそらく自分の感情に逆っても Hardenberg を掩護せねばならぬ立場は堪え難かったことであろう。

Kは Sack や Gruner によって 勅令の発布を明らかにされると、すぐ Hardenberg への謁見を申し出た。この謁見の中では、KはBAの全体的維持について話題を持ち出し、首相の側から何かいい事を期待させるように思われる一般的な控え目な指示が出された。BAが政府に敵対しなくなるなら官報の性格が与えられるものかどうかという質問も軽くふられたのだらう。いずれにしろ Hardenberg はもしKが「目的にかなう」新聞にするなら国家の補助をしようと約束した。そしてKは12月3日付で Hardenberg に手紙を出す。

「Gruner が小生に洩らしたところによりますと、小生の編集するBAに対して閣下が…何かある目的にふさわしい高度な支持を与えることを惜しまなかったと表現する好意をお持ちであるとのことです。そのため小生から Gruner に提出した提案については勿論、関係官庁の長官の会議をへて回答が得られるものと考えます。しかし小生の新聞は目下、新たな3ヶ月予約期を迎えようとしており、この期間の計画を発表する時期が近づいていますので、閣下の小生への好意的意向を改めて確認できる場合には、全くこの上もなく有難いことです。それ故小生は閣下をあえて関係させようと思う同封の短い広告を新聞に掲載させる許可を下さるよう閣下にお願いたします。……」(B180)。これに同封された「公告」は「草稿」であったが Hardenberg の12月7日のメモ「他の書類と共に、Kがその申し出をするのであろうので」とあるだけで認可されなかった。

Kは一方 Raumer に対して王国勅令に基き検閲官 Himly によって制定された、政治報道を新聞に取上げることの禁止について不平を訴える手紙を書き、ぜひ口頭で話ができるようにと述べている。しかし Raumer には、はっきりした上からの訓令がつけられていた。即ち一方では信頼に値しないBAに公的性格を認めぬこと、そして他方では任意の金を首相の処置の弁護にと提供することであった。

金に関しての首相の通知を Gruner もKになしている。この交渉の中にKの方式があったとみられる。Kはしかしどの金銭上の補助をも、年金とかそうした種類のものとして、いつも冷静に拒絶した。即ち Raumer の敏感さを鋭く不快にした方法でもって断り、Gruner に対しては文書(未発見の1810. 12. 8の手紙)で断っている。

Raumer は Kleist 宛(1810. 12. 12)の手紙を出す。

「宰相閣下にとって、何故警視総監 Gruner 氏が貴殿に最近のそんなまずい通知をなしたかは理由が全く不可解だったので、宰相はその件について警視総監に質問することを小生に同意しました、それで小生はあの疑念がその後簡単に解決されるだろうと確信した次第です。貴殿が十分な動機なしに不当にも小生が事件全体にわたってただ宰相の一般的命令全部の、即ちいかなる種類の Berlin の新聞にも公共的性格を付与しないという命令の通弁だったので、小生がその貴殿に不利になりうるだろう処置の元兇だと推測しておいでだったとこの点からお判りでしょう。貴殿がそれ故宰相に小生に対する不平を訴えようとお思いなら、宰相閣下に小生の手紙をまだお持ちなら提示されることをお願いします。その時は宰相閣下は小生が閣下を誤解しておらず、或いは小生のことをはっきり述べなかった限りで、その件を簡単に説明してお互いの心を落ちつけて下さるでしょう。

更に一つの誤解に小生は触れますが、小生が貴殿に年金を提供することが出来ないのではなくて、更に

宰相を弁解する為ではないのですが、小生は宰相がBAの性格が有用なものと認められれば、すぐ国家の中で有用な全てのものに対して同じようにおそらく喜んで何かされるだろうと述べたのでした。このことは宰相の意見と一致しますし、そしてこれには貴殿自身同じような申し出を述べられました。貴殿はどんな不幸な偶然〔11月16日の A. Müller の論文が国王の感情を害した〕がBAに不快なことをひきおこしたか、確証する要求が何を目的とせねばならなかったかを一番良く御存知です。〕(L444)

こうして12月13日に Kleist は Hardenberg に謁見して、その後 Raumer 宛の返事を書く。

「小生は宰相閣下が今日の謁見の中で、好意〔この瞬間に、事実思いがけなかった好意、という文句を注意深く消してある〕をお持ちだった、小生に慈悲深く、私的推薦状を、公けに寄与するBAの目的にかなった援助のために閣下や Graf v. Goltz 氏や v. Kircheisen 氏におけると同じく、顧問官 Sack 氏にも推挙するという好意をお持ちだったと貴殿にお知らせします。申し合せはあっています、小生がこの好意ある斡旋の結果、自分でそれぞれの大臣や顧問官の所へ行き、BAに関してその方々への好意や親切（ちょうどBAの初期にあたっての Gruner の援助のように）を約束すべきなのです。閣下の歓心と同じく小生の歓心が最もうまく結びついているこの処置によって今後BAについての小生の希望全てが満たされています……。貴殿にただ小生は心からお願いしますが、出来るだけ早い事後処置、あの推薦状がその宛先に発せられれば、短い親切な通知をして下さい。……我々の間に多くの不快な事情に忙殺されて生じた誤解に心から許しをお願いしたい気持ちであります」(B182)と。

謁見の結果 Hardenberg は「BAに何か公的な性格を与えたり、宰相の名を使って何かを指図したりするのを全く拒ん」(L445a)だが、しかしKへの約束通り「各官庁の長官に、自分は各長官が、Kleist 氏にその新聞を通して公衆に提示するのが良いと思うことを伝えたいと思うなら何も反対しない、と書くように(当時の普通の指令形式を)」(L445a) Raumer に翌日命ずる。

「v. d. Goltz 外相, v. Kircheisen 陸相, Sack 顧問官宛 Hardenberg. 1810. 12. 14付。

BAの出版者Kが、公けの官庁が一般に知らせたほうがよいと思われることを彼に伝えて欲しいと願いました。諸兄が各自の職場でそうした風の事項を見せつけることになり、またさなくともひどく疑念がおこらぬ限りKの願い出を充分承認してやって下さい。それ故勝手ながら私は諸兄にそうしたことをおすすめします」(L445b)。

それでKは12月15日に Raumer にその努力に感謝する意味をこめて手紙を書く。

「小生は—— Gruner 長官の書簡を快く送り返して下さいましたのもこめて——小生に貴殿の最後の中で与えて下さった親切なお知らせに心からの感謝を申しあげます。小生は小生が、小生の好意あるまた完全に純粋な意志により警察にいかなる方法でも罪を帰せなかったのに警察が体験したきびしさ〔Raumer はこれに注釈づけて「このきびしさは王国勅令による」と書きこんでいる〕は誤解に基くと充分承知しております。

小生はBAにきめた次の論文〔おそらく12月20日に出た奢侈税に関するKの論文〕を謹んで貴殿の一覧に供します。小生は宰相の処置を受ける論文全てを貴殿の暫定的検閲に分担してもよろしいよう許可をぜひお願いしたいのです。

また小生はもう一つお願いを、……即ち貴殿の雑誌への個人的関与と貴殿がこれまで新聞に掲載させられた貴殿の立派な論文ののったBAの贈与です。

貴殿のもとへ小生はこの点とその他多くの点について討論するため、今日2時～4時の間

に参候することを考えております。

追伸、ちょうど次の Müller の書簡を受取りました。彼はその中に同封している論文〔おそらく12月17日のBAにのった Müller の「Schreiben aus Berlin」で、Raumer はこれに注釈づけて「この Müller の論文はしばらく前は首相にまず攻撃や誹謗をつくしたのに、今は追従や賞讃を入れている」と揶揄している〕が今日にも印刷されるのを望んでいます。しかし一部はこれは不可能ですし、一部にはまたそうした同様な論文全てを貴殿の一覧に供する決心をしました。……」(B183)

そして同時にKは Golz 伯に12月15日付で宰相よりの指令を確認する意味で手紙 (B184) を書く。しかしそうしたことは各長官には意図が判らず、Kの希望を満たすことができなかつた。そしてこれも「再び私〔Raumer〕のせいだ」(L445a)ということになる。

こうした経過のうちに1月1日からの予定の第2期BAについての問題が切実になってくる。Kは Römer に12月17日「新聞が読者の中で得るだろう売行きに納得して、私は貴殿の条件に満足しております。私は更に契約外に 50Rth. を直ちに前貸しとしてお願いしたいのです、それに対しては私は貴殿に、全契約としては無関係に恩義を蒙ったままでいたいというつもりですが、しかし主眼点なるものは、貴殿が Hitzig から出版を引受けることでして、私にはそのあたりの消息が欠けております、そして貴殿は私に全くのところその代価を返済なさらねばならないでしょう。ここに 20Rth. か 30Rth. をお考えになりませぬよう、計画は結構なのです、そして広い活動領域を約束しております。私は私にも提案をなさせた Kuhn の所へ行き、それから貴殿のところへ参ります」(B185)とのべるように Kuhn との相談を図り、とにかく Hitzig が手をぬくことになりそうな第2期BAについての発表をせざるを得ない日時になってくる。

それに政治記事の掲載禁止の件については Raumer を通じて緩和の線を取り付けたし、ここに12月20日の *Freimüthige* 誌上の12月17日付広告 (L447) となる。

これは同じくそのままの形でBA72号 (1811. 12. 22) にも発表されたし、そしてまた12月29日の「*Berliner Intelligenzblatt*」にも発表された。

しかし Berlin の他の2つの新聞は政治報道に関して法令を破るような一方的なこの広告について Hardenberg に対して12月22日に陳情 (L448) を行う。それで再び政治的記事の禁止について同じことが問題になってそのことの監督不行届きが伝えられた Himly は上司 Küster 宛12月23/24日に「そうこうするうちにこの採用が行われたので、閣下によって小生に知らされ宰相の意図による小生の通告へ更に新たに検閲官 Gruner にもう一度、全ての真の政治的記事の除去を行うことが依頼されております」(L449a) とあるように繰返して禁止の通達ができる。

そして Himly は更に Gruner に12月29日詳しくKの件について説明を行っている。〔「<宰相の決定で彼に伝えられた命令により>彼に明らかになったのは:」

1) 真の政治的記事から当地の新聞に伝えられているようなことを掲載することだが、BAにただ許可されている筈であること。

2) BAの編集部はこの政治的記事に関して編集部の変更した計画の中でただ公告し得るのは<夕刊紙が外国の重要なニュースの概要をこれまでと同じように提供するよう努力していくだろう>ということである」(L449b) と。

そのためKは1811年1月1日に Voß 新聞に、1月3日に Spener 新聞に発表した12月17

日付の広告は始めの方を一部は削除して書き換え「上の方の支持によりまして国事に関心をよせて意気の高揚と振興を計り思いがけず公衆の賛成という栄光をうけたベルリント刊新聞は1811年1月1日から本質的に拡張致します。それは毎週の発刊に、公共の福祉、公衆の安全に関係ある全ての興味ある事件の明細な報道を国内の全域にわたってのせるでしょう。更に公報の中でこれまでして来たのと同じ外国の重要な報道の抜粋が報じられるでしょう、他の事はこれまでと同じです。〔以下全く同じ〕……〕として発表せざるを得なかったのである。

(4) Hitzig との泥試合

一方12月下旬のBAには Hitzig との関係の泥試合的なやりとりがみられる。

まず自分の採算上の責任を完了した意味で Hitzig はKが1月1日よりの方針を載せたBA72号(1810. 12. 22)の号外にのせる、「愛読者各位へ 本日72号で約束通り夕刊紙の第一次予約の3ヶ月を終ります。それで本年中は少くとも私の発行所ではもはや一冊も発行されないでしょうし、第二次は Kunst- und Industrie-Comptoir が当地で出版を引き受けられる。そちらの方へそれで継続を希望される向きは注文して下さい。私の方は本紙の発行には全然関係しませんし、更に本紙の編集には何ら関係しておりませんでしたことも、この広告によってはっきり述べさせていただきます。

ベルリン1810. 12. 22 Julius Eduard Hitzig」(L450)。

そして翌12月23日 Fouqué に宛てて Hitzig は事情を手紙(L451)で書き送っている。BA73号(1810. 12. 24)に新たに発行を引受けた Kunst- und Industrie-Comptoir は「BAの前の発行氏が新聞を年末まで発行し続けるという配慮を読者に払わなかったので我々はこの責任を遂行する義務を痛感します、それで欠けた24, 27, 28, 29, 31日の号を当社の責任で発行します。発行簿によりまして Hitzig 氏に予約払いした方どなたにもこの各号を無料で配布します。1811年1月1日からは新しい予約が始って、それはこれまでのように3ヶ月まるまる18 Groschen の値段です。一部売には8ペーニヒです。新聞は規則正しく Leipziger- und Charlottenstraße-Ecke, 36番地の我々の事務所午後5時発行されます、そして以前は取りに行くのに送って来る人は今後は受取りに必要以上の時間は待つ必要はありません。

ベルリン, 1810. 12. 22 Kunst-und Industrie-Comptoir.

訂正 J. E. Hitzig 書店主は自分はBAの編集には全然関与 しませんでしたと 言明されました。この事情については我々は反論する必要があると思います。夕刊紙の10月始めの広告、街路樹や町角にはられたチラシを含めて、新聞そのものの多くの娯楽欄の出版事業に関する広告文も彼の手によるものです。(編集局)」(L452)と公示をのせている。

それに対して Hitzig は Voß 新聞と Spener 新聞に12月29日に12月25日付の「BA73号の公告についての弁明」(L453a)をのせ、更に「Zeitung f. d. elg. Welt」1811年1月3日号に、その詳細な弁明とBA73号への弁明の繰返し(L453b)をのせている。しかしこの Hitzig の文に対しBA77号(1810. 12. 31)にKは更に「第2答弁」(L454)として反論している。

こんな風でBAは新しく Kuhn から発行されたのだが 前途はあまる 期待されていなかったらしく、Morgenblatt (1811. 1. 19)では「Berlin 12月29日発、BAは今 Kunst-und Industrie-Comptoir で出ています、初めの出版者(Hitzig)は読者の側の協力が少いといって放棄しました」(L455a)、Nordische Miscellen (1811. 1. 10)では「Berlin 1月1日発、

丁度そのようにすでにその運命のなすままになっていったBAは Freimüthige に浮かび上らせる助け舟を見つけました」(L455b), そしてもう一度 Morgenblatt (1811. 1. 31) では「Berlin 1月8日発, 当地の新聞は今年になってから全体的に活躍しておりますが, おそらくなおある新聞の死亡広告が公けになるでしょう」(L455c) と報じている。

XI 教会のちらしに関する一事件

BA73号 (1810. 12. 24) に

「照会：紛れもないことだが, 当地の王城のフランス教区民は我々ドイツ教区民に充分望むだろう敬神や信心の精神を特記しております。[……] そしてそれで必ず一方でこの教区民の要求がすぐれた説教によっていつも満足させられ, 他方ではドイツ教区民の多数のすぐれた会員が日曜の礼拝にはフランス教区民に組することが出来ました。

この機会に何故実際 Intelligenz 新聞の公示の目録の中でフランス教区民が省略されていないのに, フランス教会の中で説教者たちがもはや以前のように Berlin Intelligenz 新聞中の日曜教会目録の中に公示されていないのか私は聞いてみたい。この教区民の数多くの自由意志加入会員はこのすばらしい説教者枢密顧問官 Ancillon 氏の後継者のを聞こうと望んでいるが, ただ辛うじて Ancillon がクリスマスの第一日午前に Werder 教会で説教すると知りえただけだった。」

とKはのせた。これはKが Ancillon の後継者で親しい間柄にあった Franz Theremin の名をのせたかったからだった。これを読んで Berlin のフランス教会枢機卿会は12月31日に会議を開いて, BA新3号 (1811. 1. 4) に載った,

「答と訂正：今月24日のBAにおける照会やそれに伴う論評の投稿がひきおこした意図が例え何であろうとも, フランス枢機卿会は読者に次の告示をする義務があると信ずる。

フランス教会で行われる講演目録が一度も Intelligenzblatt にもその他別の公刊紙にも載せられなかった。それはそれによってその上特に印刷された目録での貧民救済資金にはいる所得が少なくなるだろうという簡単な理由です。そして日曜も週日も礼拝式がどのように全フランス教会で行われているかは誰もが非常に簡単で平易な方法で知ることができます。即ち貧民の利益にと僅か年額16 Groschen で金曜日に完璧な目録が自宅に配布されています。その上更にこの小さな出費をさける人は, どの役僧からでも同じことを無料で聞き知ることができますので, 誰がクリスマスとか, その他日曜祭日にあちこちの教会で説教することになったかを知ることがどれほど難かしかつたのだろうとは殆んど理解できません。

Berlin, 1810. 12. 31」

なる答を決め, 「12月23日付BAにみられる教会のちらしに関する寄稿の件には会議は新聞の編集部が書記によってその公示の作製のため訪問されるべきであるということに同意しました」(L456) と結論づけている。

こうしてBAに発表され, その結果枢機卿会は1月24日更に会議を開き, 「教会のちらしに関する公示は夕刊紙に載せられました。広告新聞の編集部がそれにも拘らず教会の目録を入手する意図を持っているという推測を理由にしているのです, 書記 Palmié 氏がこの問題に関して Pistor 卿と話すことに委任されました」(L456) と結論し, その後更に1月28日の会議で「Pistor 卿はフランス人牧師の目録作成に関しては広告新聞に断念させると確言しました」(L456) という結末でこの件は終わった。